

壬生町条例第 28 号

壬生町土採取事業規制条例

(目的)

第 1 条 この条例は、土採取事業に関し、町、事業者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、土採取事業に伴う災害及び事故の発生の防止並びに生活環境の保全（以下「災害発生の防止等」という。）を図り、あわせて土採取事業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土 土石及び土石に混入し、又は付着した物をいう。

(2) 土採取事業 土を採取する事業をいう。

(3) 特定土採取事業 土採取事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 土採取事業を行う土地の区域（以下「土採取場」という。）の面積が 500 平方メートル以上であるもの

イ 土採取場に隣接する土地（以下この号において「隣接地」という。）において、当該土採取事業に着手する日の前 3 年以内に土採取事業が行われ又は現に行われている場合であって、当該土採取場に係る事業者と当該隣接地に係る事業者とが同一であるとき又は当該土採取場の土地の所有者と当該隣接地の所有者とが同一であるときにおける当該土採取場の面積と当該隣接地における土採取場の面積とを合算した面積が 500 平方メートル以上であるもの

(4) 特定土採取業者 特定土採取事業を行う者をいう。

(5) 特定土採取場 特定土採取事業を行う土地の区域をいう。

(6) 周辺住民等 次に掲げる者をいう。

ア 特定土採取事業を行う区域の境界から 100 メートル以内の区域を活動区域に含む自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）

イ 特定土採取事業により生活環境に著しい影響を受ける者であって、規則で定めるもの

(適用除外)

第 3 条 この条例は、次に掲げる土採取事業については、適用しない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行うもの

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）その他法令又は条例の規定に係る土採取事業であって、規則で定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(町の責務)

第 4 条 町は、土採取事業の状況を把握し、土採取事業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土採取事業に伴う災害発生の防止等のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、暴力団員等（壬生町暴力団排除条例（平成25年壬生町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は密接関係者（壬生町暴力団排除条例施行規則（平成25年壬生町規則第8号）第3条に規定する密接関係者をいう。）であることを知りながら、これらの者に土採取事業に関する業務を行わせてはならない。

3 事業者は、土採取事業に関して暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を警察その他の関係機関に通報しなければならない。

（土地の所有者の責務）

第6条 土採取場の土地の所有者は、事業者と共同して、土採取事業に伴う災害発生の防止等に努めなければならない。

（特定土採取事業者の義務）

第7条 次条第2項の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、周辺住民等に対し、許可を受けようとする特定土採取事業に関する土採取計画について、規則で定める方法により周知しなければならない。

2 次条第2項の規定による申請をしようとする者は、特定土採取場の跡地の埋戻しに対する盛土規制法による規制等について、所管行政庁との事前協議をするよう努めなければならない。

（特定土採取事業の許可）

第8条 特定土採取事業を行おうとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「当初許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）土の採取に関する計画

3 前項第2号の土の採取に関する計画（以下「土採取計画」という。）には、規則で定める設計基準に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。

（1）特定土採取事業の目的

（2）特定土採取場の区域

（3）採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間

（4）特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項

（5）特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

（6）特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項

（7）採取した土の搬出方法に関する事項

（8）特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名

（9）採取した土の搬出先の状況に関する事項

4 特定土採取業者は、第2項又は第12条第2項の規定による申請書の提出に当たって

、規則で定めるところにより、当該申請書に係る特定土採取場の土地の所有者及び当該特定土採取場に隣接する土地の所有者（以下「隣接者」という。）の当該特定土採取事業に対する同意を得たことを証明する書面を添付しなければならない。ただし、相当の努力をしたにもかかわらず、当該隣接者から同意が得られず、かつ、その理由が明らかに合理性を欠いていると町長が認めるときは、理由書をもって代えることができる。

- 5 前項に定めるもののほか、第2項の申請書には、特定土採取事業の内容を把握するための書類であつて規則で定めるものを添付しなければならない。

（申請の制限等）

第9条 当初許可を受けようとする者は、当該特定土採取事業の期間について1年を超えて申請することができない。

- 2 当初許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の期間を延長しようとするときは、あらかじめ第12条第1項の許可を受けなければならない。この場合において、当該延長をする期間は、それぞれ1年を超えない範囲内で2回に限り、かつ、当初の期間とあわせて3年を超えない範囲内の期間とする。

（許可の基準）

第10条 町長は、第8条第2項の規定による申請（以下この条において「当初申請」という。）があつた場合において、当該当初申請に係る特定土採取事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当初許可をしてはならない。

- (1) 当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 土採取計画の内容が、当該特定土採取事業に伴う災害若しくは事故の発生又は生活環境の著しい悪化を防止するために十分なものでないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定土採取事業が他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認められるとき。

- 2 町長は、当初申請があつた場合において、当該特定土採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当初許可をしてはならない。

- (1) この条例、壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年壬生町条例第6号）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (2) 第18条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る壬生町行政手続条例（平成8年壬生町条例第10号）第15条第1項の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつた者を含む。）
- (3) 第20条の規定による命令を受け、これを履行しない者
- (4) 特定土採取事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項

第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの
(許可の条件)

第11条 町長は、町民の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、当初許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 許可業者は、当初許可に係る特定土採取事業を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする許可業者は、規則で定めるところにより、当該特定土採取事業について、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 許可の年月日及び許可番号

(2) 変更の内容

(3) 変更の理由

(4) 変更の年月日

3 第7条及び前2条の規定は、変更許可について準用する。

4 許可業者は、第8条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(遵守義務等)

第13条 許可業者及び当該許可業者から特定土採取事業の委託を受けた者（以下「許可業者等」という。）は、当初許可に係る土採取計画（変更許可があったときは、その変更後のもの。以下「許可土採取計画」という。）に従って特定土採取事業を行わなければならない。

2 許可業者等は、当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあり、その防止に緊急を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な応急の措置をとることができる。この場合において、許可業者等は、速やかに、町長に対してその旨を届け出なければならない。

(着手の届出)

第14条 許可業者は、当該許可に係る特定土採取事業に着手するときは、当該着手の当日までに、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第15条 当初許可又は変更許可若しくは第24条第1項の許可の申請をする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 当初許可の申請 1件につき 31,000円

(2) 変更許可の申請 1件につき 13,000円

(3) 第24条第1項の譲受け許可の申請 1件につき 13,000円

(許可土採取計画の変更命令)

第16条 町長は、特定土採取事業が第10条第1項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、許可業者に対し、当該許可土採取計画を変更すべきこと

を命ずることができる。

(停止命令等)

第17条 町長は、特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等により、災害又は事故が発生するおそれがあると認めるときは、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は災害若しくは事故の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、特定土採取業者が当初許可を受けず、又は許可業者が変更許可若しくは第24条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

3 前項の規定は、許可業者が偽りその他不正の手段により当初許可、変更許可又は第24条第1項の許可を受けて特定土採取事業を行っている場合について準用する。

4 町長は、許可業者等が第11条（第12条第3項において準用する場合を含む。）の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。

5 町長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っているとき、又は当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第18条 町長は、許可業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その当初許可又は変更許可を取り消すことができる。

(1) 第16条の規定による命令に違反したとき。

(2) 前条各項の規定による命令に違反したとき。

(3) 第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

(完了等の届出)

第19条 許可業者は、当該許可を受けた特定土採取事業を完了し、廃止し、又は停止した（第17条第1項、第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による場合を除く。）ときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る土採取事業が許可土採取計画に適合しているかどうかについて、速やかに調査し、確認するものとする。

(土採取後の措置命令)

第20条 町長は、前条第2項の規定による確認に係る特定土採取事業が許可土採取計画に適合しないと認めるときは、当該許可業者に対し、必要な是正措置を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による確認を受けた特定土採取事業に係る特定土採取場の跡地について、当該特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、許可業者に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(標識の設置)

第21条 許可業者は、当該特定土採取場の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿への記載)

第22条 許可業者は、採取した土の量その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第23条 許可業者は、当該許可に係る第8条第2項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る特定土採取場内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、規則で定めるところにより、当該特定土採取事業に関し災害発生の防止等に係る周辺住民等に閲覧させなければならない。

2 町長は、前項の規定により閲覧に供された書類の写しを規則で定めるところにより、一般の閲覧に供することができるものとする。

(譲受け)

第24条 許可業者から当該許可に係る特定土採取事業を譲り受けようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けようとする特定土採取事業の許可の年月日及び許可番号

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

3 第10条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて特定土採取事業を譲り受けた者は、当該特定土採取事業に係る許可業者の地位を承継する。

(相続又は合併)

第25条 許可業者に相続又は合併があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(特定土採取事業に係る土地の所有者の義務)

第26条 第8条第4項の同意をした土地の所有者は、当該特定土採取事業が行われている間、定期的に当該特定土採取事業の状況を把握し、当該特定土採取事業に伴う災害発生の防止等に努めなければならない。

2 前項の規定による特定土採取事業の状況の把握は、当該特定土採取事業に係る特定土採取場において、毎月1回以上、災害及び事故の発生並びに生活環境の悪化又はこれらのおそれの有無を自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定土

採取場において、自ら確認することが困難なときは、他の者に確認させることにより行うことができるものとする。

- 3 第8条第4項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定土採取事業により災害若しくは事故が発生し、若しくは生活環境が悪化し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

(立入検査)

第27条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から土採取事業の委託を受けた者（以下「事業者等」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所、事業所、土採取場その他土採取事業に係る場所に立ち入り、土採取事業の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第28条 町長は、特定土採取業者又は当該特定土採取業者から特定土採取事業の委託を受けた者（以下「特定土採取業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、町民の安全及び良好な生活環境を確保するために必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該特定土採取業者等に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- (1) 当初許可、変更許可又は第24条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているとき。
- (2) 第18条の規定による許可の取消しを受けたとき。
- (3) 第20条の規定による命令を受け、これを履行しないとき。

(他の地方公共団体との連携等)

第29条 町長は、当初許可、変更許可又は第24条第1項の許可の審査を行うために必要な限度において、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は提供を求めることができる。

- 2 町長は、土採取事業に伴う災害発生の防止等を効果的に実施するために必要な限度において、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 地方公共団体と連携すること。
- (2) 官公署に対し、情報を提供すること。
- (3) 官公署に対し、情報の提供を要請すること。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第31条 第17条第2項の規定による停止の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に着手している土採取事業については、この条例の規定（次項から附則第4項までの規定を除く。）は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に特定土採取事業に着手している特定土採取業者は、施行日から起算して30日以内に、当該特定土採取事業に係る特定土採取場ごとに、当該特定土採取業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第8条第3項各号に掲げる事項を町長に書面により届け出なければならない。届出に係る事項に変更があったときも、同様とする。
- 4 前項の規定による届出をするときは、第8条第5項の規則で定める書類を併せて提出しなければならない。